

第2回 統計行政新生部会（令和元年10月3日） 議事要旨

（開催要領）

1. 日時:令和元年10月3日（木）9:30～11:30
2. 場所:中央合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室

（議事次第）

1. 開 会
2. 議 事
 - （1）総合的対策の論点について
 - （2）統計行政機構について
 - （3）専門人材の育成について
 - （4）分析審査官の活動状況について
 - （5）その他
3. 閉 会

（配布資料）

- 資料1 総合的対策の論点
資料2 統計行政機構のあり方
資料3 統計の専門人材の育成
資料4 分析審査官の活動状況について
資料5 委員提出資料
参考資料 公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月30日統計委員会建議）

（概要）

【議事（1）総合的対策の論点について】

事務局から資料1に沿って説明。委員からは以下の発言があった。

- 論点として、「組織・業務の改革」と「組織風土、職員意識の改革」は必ずしもはっきり分かれるものではなく、相互に作用する。
- 統計事業は、国が設計業務を行い、都道府県・市町村がその設計に従い情報収集業務に携わるという構造になっている。対策の検討に当たり、国に焦点を当てがちだが、地

方自治体の抱える課題についても焦点を当てるべき。近年の社会構造の変化に伴い、情報収集業務が非常に困難な状況に置かれている。業務改革に当たっては、業務プロセスの改革にとどまらず、事業構造の変革にまで踏み込んで検討すべき。

- 統計業務に携わる「作成者」とその統計情報を利用する「利用者」の相互関係が構築されるような仕組みを構築すべき。
- 今般、一部の現場で不適切な事案が発生したものの、大半の現場ではきちんと取組がなされている。不適切事案を念頭に、「政府の統計」とひとくくりにして議論するのは危険であり、慎重に議論を行うべき。
- 「統計調査に固執すべきでない」という極端な議論が聞かれることがあるが、行政情報やビッグデータに完全に置き換えることは不可能。どのように現場の技術力や士気を高めて行くべきか検討することが大切。現状でも技術革新を進めているところはたくさんある。その改革を国の統計組織全体にどう広げていくか、という仕組みを考えていかなければならない。
- 国による情報の提供の仕方にも気を配るべき。例えば、調査環境の悪化に伴う新たな手法の導入に関する研究は日本でも進んできているが、それを公表する仕組みがなく、あまり知られていない。こういった情報も提供していくべき。
- 今般の事案の原因追求だけではなく、その他の現場でも将来起こりうることを未然に防止する、ということも念頭に置いて検討する必要がある。これが今回のミッションの一つ。

【議事（2）統計行政機構について】

事務局から資料2に沿って説明。委員からは以下の発言があった。

- 統計作成プロセスの様式を可能な限り標準化して府省間のばらつきを減らし、知識やノウハウ、情報システム資源を交換可能にして、他府省でも活用可能にすることによって知の集権化を図るべき。また、作成プロセスの透明化・標準化を図り、監査可能性を確保することが重要。
- 政府CIO補佐官の制度も、職員の短い異動周期のため特定の分野の専門家が育ちにくいという、統計と類似する課題に端を発しており、民間からCIO補佐官を内閣官房で一括雇用して各府省に派遣している。根無し草にならないようにすることが重要であり、CIO補佐官の場合は、主に予算要求や調達前のタイミングを使って関与する仕組みとなっている。専門的な知見が活用されるためには、業務の中にこうした仕組みを組み込むことが大事。
- 統計行政機構の集中化・分散化の問題について、統計間の整合性を保つためには、類似性の高い統計は可能な限り同じ機関で作成する等、集約化されていることが望ましい。ただし、集中か分散かは完全に二分化できるものではなく、程度問題であることにも留意が必要。ノウハウを専門性の高いところに集約し、それを統計組織全体で共有化

していく体制、つまりハブを作り集約化していくことが重要。組織改編を伴う集中化は、その再編業務に人手が奪われ、現場が手薄になることが想定されるため、現実的ではない。むしろ府省間の業務連携協力により集中度を高めていくことが有効。ハブの確立は、全体の仕組みを考える上でも、また今後の人材育成面でも重要なため、この点に注目して議論していきたい。

- 集中と分散のバランスをどうとっていくかは重要な論点。統計委員会や総務省統計局と各府省との間で、統計コミュニティのようなものができるかよいのではないかと。コミュニティ内で、統計調査の変更の影響範囲や、変更した場合の措置等のような改善策の情報が共有されることで、各府省間の専門性のばらつきの解消が期待される。人事も重要なポイントである。役所の人事は通常約2年周期となっているが、専門性の確保の観点から、これまでの人事慣行とは異なる人事の仕組みを構築できないか。専門知識をもった職員を育成する一方で、各府省内での政策立案に当たって、統計の専門性を持った職員と政策に精通した職員との間でどのような協同の仕組みを作るか、配置も含めて考えていくことが重要。また、地方自治体の協力も必要不可欠であることから、国・地方を通したリソース配置、人事配置を細かく検討できるようにすべき。
- ハブを強化する仕組みは必要。抜本的に統計のあり方を変えるには、現場から変えていくよりも、俯瞰して見られる立場から考えることが重要。各組織の進捗等を横断的に評価する仕組みを作るためには、同じ指標でデータを集め、各組織の進捗を比較する役割も必要となる。また、集権化により、他の部門と有機的に連携しやすくなるメリットがある。統計行政の中にあるノウハウを、他の部門にも転換していくことも意識すべき。
- 特にシステム関係や経費的問題、ノウハウやプログラムの共通化を含めて、様々な面において集中化の方が圧倒的に有利であり、集中化を進めていかないと回らなくなるのは自明。しかし、現場から離れていくほど統計の実態性を欠いていく側面があるため、バランスが重要。
- この場で共通認識としておいた方がいいのは、現状と同じ人員、質が確保できることを議論の前提としてよいのか、ということ。自治体では、職員が半数になったとしてもサービスが提供できるようデジタル化やスマート行政を目指すべき、という2040年問題の話があり、それを前提に検討を進めている。労働人口自体が減っていくため、国においても人材の確保が難しくなることは避けられないし、人員が減っていく際にはまず質から低下していく。既に自治体では、民間委託先で人員・質の確保ができず業務に困難が生じているところもあり、さらに集中化・機械化を進めていかなければ調査の質は確保できないのではないかと。
- 分散と集中の議論は従来から行われてきたが、技術的制約もあり集中化に踏み切れなかった事情もあろう。今は通信やデータ処理等の技術の発展により、取組が進められる素地が整ってきた。本日の議論にあったとおり、限られたリソースで効率よく質を上

げるといふ観点、そして、いわゆるベストプラクティスや専門性・先端技術の共有化という観点から、関係各所間の連携や提携も含め、集中化の方向に向かう可能性は十分ある。ただ、集中化の手段は必ずしもハード組織の統合再編ということではない。ハード組織の統合を行わない場合、ハブの位置付けや役割が非常に重要になる。ハブの重要性が組織のトップに認識されれば、提携や連携を進めていこう、サポートしてもらおうという関係が醸成される。組織において、人は人事権のある者を見る傾向があるので、そのことも念頭に置いておくべき。

- 統計行政機構の集中化・分散化の議論の際には、何を対象として議論するかを考えることが重要。例えば、「政府単位」のみならず「府省単位」での集中化・分散化をどうするか考えることも必要。また、総務省統計局がどういう基幹統計を担うべきかであるとか、現状のように分散化が進んでいる場合は、それを前提にどのように統計の作成プロセスを集権化していくかといった議論の立て方もある。
- 基幹統計には従来の政策を点検する役割があり、影響の幅が広く、継続性が大事と考えられている。また、一般統計には各省が新しい取組を行おうとする際の裏付け情報としての性格があり、スピード重視のものや一過性のもも含まれている。しかし、こうした分類に必ずしも当てはまらないものもあると考えられ、現在の基幹統計・一般統計の関係についても、分散・集中の議論の中であわせて検討する余地があるのではないか。
- 日本統計学会の報告書では、集中対分散のどちらがよいか明確な答えは出していないが、実質的には集中的な機能が必要だということを記載している。政府全体として高度な統計データ解析能力を育成するためのシステムの構築、具体的には、各府省から職員を派遣して研修を行い、各府省で人事交流をしながら統計コミュニティ全体としてまとまっていくという集中化も考えられるのではないか。

【議事（3）専門人材の育成について】

事務局から資料3に沿って説明。委員からは以下の発言があった。

- 統計法に規定されている公的統計の基本理念には、国と地方公共団体の間での適切な分担・連携により作成することが示されている。地方分権の仕組み上、地方の巻き込み方は難しいが、多くの統計は地方自治体の職員によって支えられており、その専門性を高めてもらうことは重要な課題。何らかの形で、地方公共団体においても同様の取組が進められるよう誘導していく必要がある。
- 地方自治体でもEBPMを相当意識しており、データに基づいて政策を進めることは常識という認識が広がっている。今後は、EBPMに基づかない政策はあり得ないと考えられるため、各府省の政策立案の中核を担う人材や今後の幹部候補生の選抜の中でも、データサイエンティストの知識、統計の素養を持っていることが当然だという共通認識を広げていくことが重要。

- 海外では、大学院生やポストドクターコースにいる学生を政府の統計局に研究員として招き、マイクロデータを使って論文を書かせている。そういった人材は、将来いずれ政府統計の貴重なユーザー、監視者となる。資料3では、各府省が直接大学や民間から人材を受け入れる構図となっているが、統計研究研修所でも交流を深め、大学の研究者を養成することも可能ではないか。
- 地方公共団体における統計主事の必置義務の廃止が、地方における統計行政のインセンティブの衰退につながったのではないか。地方において統計業務に携わる職員に誇りを与えられる仕組みを考える必要がある。
- 資料3は実務の担当者を想定しているということだが、担当だけ能力があれば何も問題が起きない、というわけではない。その上に立つ管理職に対しても、マネジメントレベルの研修や教育の機会が必要。

【議事（4）分析審査官の活動状況について】

事務局から資料4に沿って説明。委員からは以下の発言があった。

- 資料4の3ページ目の「1. 審査を担える人材の育成」について、人材育成の観点はもちろん重要だが、入口部分での人材の確保も重要。各府省においても、統計やデータサイエンスを専門とする人材を積極的に採用すべき。
- 今般の措置は、各府省に分析審査官を置くと経常業務に吸収されるリスクを考慮し、内閣官房に集中的に配置して各府省に派遣する形を取ったものと理解。ただ、これは応急的な措置であり、中長期的な組織の在り方を考えていくことが必要。
- 分析審査官の活動は永続的なものではなく、ある程度システムが整備されるまでの取組として進めていき、目指すべき方向性を併せて検討していくことが必要。

【議事（5）その他】

事務局から参考資料に沿って説明。

【今後の部会運営について】

- 次回は引き続き統計行政機構、専門人材の育成、組織風土・職員意識の改善方策等について議題とするほか、本日整理した論点の中からIT化などいくつかの論点を議題とする。

(以 上)